

審 査 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：通行の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 福岡県道路交通法施行細則第6条第1項（警察署長の行う通行の許可）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察署の交通担当課 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 高速道路交通警察隊 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場合に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で、以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第6条第1項に掲げる事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
 - 福岡県道路交通法施行細則第6条第1項の定め
令第6条第3号に規定する公安委員会の定める事情は次のとおりとする。
 - ① 日常生活に欠かすことのできない新聞、牛乳その他の物品を運搬するために、当該規制道路を通行することがやむを得ないと認められること。
 - ② 冠婚葬祭等社会慣習上、当該規制道路を通行することがやむを得ないと認められること。
 - ③ 業務上の必要により、当該規制道路を通行することがやむを得ないと認められること。

〈用語の意味〉

- 「業務の必要により、当該規制道路を通行することがやむを得ない」とは、次に掲げる者で、当該規制道路の区間内又は当該規制道路を通行しなければ他に交通の方法がない場所において業務を行うため、やむを得ない理由があるものをいう。
 - ・ 電信、電話、電気、水道又はガスの工事のために使用するもの
 - ・ 道路及び道路付属物並びに信号機、パーキング・メーター及び道路標識等の交通安全施設の設置又は維持管理のために使用するもの
 - ・ 住宅その他工作物の建築のための資機材を運搬するもの
 - ・ 引越しその他特別に必要なもの